

令和2年6月1日

## 厚木市複合施設運営方針検討業務委託

## 参加表明に関する質疑事項及び回答

厚木市複合施設運営方針検討業務委託の参加表明に関する質疑事項に対して、次のとおり回答します。

No.	資料名称 ページ 項目	質問事項	回答
1	仕様書（案） P3 5 その他 (1)	本体工事と内装工事が対象になるか。	厚木市複合施設運営方針検討業務委託の受注者は、複合施設全体の設計又は設計・施工一括業務（質問事項でいう「本体工事」も当該業務に含まれます。）の受注者になることはできませんが、本体工事とは別途業務として発注する予定の内装工事の受注者になることは差し支えありません。
2	仕様書（案） P3 5 その他 (1)	「本施設の設計業務及び設計・施工一括発注」とは、建築本体工事だけでなく内装工事も含むのか。交流機能の内装工事は、建築工事とは別発注か。	「本施設の設計業務及び設計・施工一括発注」には、業務系となる庁舎機能等の内装工事を含めて発注する予定です。特殊内装となる交流機能の内装工事は、複合施設本体の建築工事とは別途業務として発注する予定です。
3	実施要領 P2 6 業務の枠組み	業務分担イメージのリストには、交流機能の内装工事が含まれているため、内装の知見が必要と考える。それに当たり、内装専門会社への本業務の一部委託又は共同体（コンソーシアム）として応募した場合、その内装専門会社は、本施設の内装工事の設計・施工業務を受注することは可能か。	複数企業名からなる共同体等による参加表明は受け付けていません。厚木市複合施設運営支援方針検討業務委託の受注者から再委託を受けた者（質問事項でいう「内装専門会社」はこれに含まれると思われます。）が、複合施設全体の設計又は設計・施工一括業務の受注者となることは差し支えありません。また、複合施設全体の設計又は設計・施工一括業務の受注者から再委託を受けることも差し支えありません。

4	<p>実施要領 P6 5 プロポーザル実施時の留意事項 (2) 提案数</p>	<p>参加表明書の提出は1者につき1件のみとあるが、共同体（コンソーシアム）での申請の場合、代表企業のみが提出すればよいか。</p>	<p>複数企業名からなる共同体等による参加表明は受け付けていません。 参加資格を有する者が参加表明書を提出してください。 なお、協力企業等に本業務の一部を再委託する予定がある場合は、技術提案書の提出書類「業務体制表（第5号様式）」に協力企業等を記載してください。 また、技術提案書の質疑事項及び回答の際にも同様の回答を掲載する予定です。</p>
5	<p>実施要領 P7 1 参加表明の提出 (3) 提出方法</p>	<p>参加表明書の提出方法は「事務局への持参」となっているが、郵送での提出は可能か。</p>	<p>郵送等による提出も可とします。 封筒や宛名等には、「厚木市複合施設運営方針検討業務委託応募書類在中」と記載してください。 なお、事故等により事務局へ提出期限内に未達となった場合は、いかなる理由があっても本市が責任を負うことはありません。 また、技術提案書の質疑事項及び回答の際にも同様の回答を掲載する予定です。</p>
6	<p>第1号様式</p>	<p>代表者の変更があったが、現時点で入札参加資格の名義変更手続が完了していない。代表者の変更が掲載された登記簿謄本等を併せて提出することで、現代表名義での提出でよいか。</p>	<p>代表者に変更になった場合は、速やかに「かながわ電子入札共同システム」ホームページの「資格申請システム」から変更届の申請を行ってください。その後、本市にも必要書類を提出してください。その上で、御質問のとおり、登記事項証明書等の変更内容が分かる書類と併せて、現代表者様の名義で参加表明書を御提出ください。</p>
7	<p>第2号様式</p>	<p>記載する1件の実績について、共同体（コンソーシアム）での申請の場合、代表企業又は構成企業のどちらか1件のみの提出ということでよいか。</p>	<p>複数企業名からなる共同体等による参加表明は受け付けていません。 参加表明書を提出する企業の業務実績を業務実績書（第2号様式）に記載してください。協力企業等有する実績については、技術提案書の提出書類「業務体制表（第5号様式）自由記述」に記載してください。</p>

担 当

〒243-8511

神奈川県厚木市中町三丁目 17 番 17 号(第二庁舎 14 階)

厚木市 都市整備部 市街地整備課

電話番号：(046)225-2470 (直通)

F A X 番号：(046)224-4802

メールアドレス：5000@city.atsugi.kanagawa.jp